

*Ha Noi, 21 July 2014*

政府は、  
政府組織に関する 2001 年 12 月 25 日付法律に従い、  
2004 年 12 月 3 日付競争法に従い、  
行政上の違反行為の処分に関する 2012 年 12 月 25 日付法律に従い、  
商工大臣の提案に従い、  
ここに、競争分野における法令違反を処分する競争法の実施に係る政令を制定した。

## **第 I 章 総則**

### **第 1 条 規制範囲**

1. 本政令は、競争法の規定の違反行為を行った法人及び個人の処分を規定する。
2. 本政令に規定された競争法違反行為には、以下が含まれる。
  - a/ 競争制限行為の統制に関する規定の違反行為
  - b/ 不正競争に関する規定の違反行為
  - c/ 競争法のその他規定の違反行為

### **第 2 条 適用対象**

本政令は、以下の法人及び個人に適用されるものとする。

1. 競争法第 2 条に規定される、事業法人及び個人（以下総称して「企業」という）並びにベトナムで運営している専門職協会（以下「協会」という）
2. 本政令第 II 章第 5 部で規定される行為を行うその他法人及び個人

### **第 3 条 競争法違反の処分の形態**

1. 競争法違反の各行為につき、法人又は個人は、以下の主要な処罰形態のうちの 1 つに服するものとする。
  - a/ 警告
  - b/ 制裁金
2. また、違反の性質及び重大性に鑑みて、競争法に違反している法人又は個人は、以下の 1 つ又は複数の処罰形態が追加的に適用される可能性がある。
  - a/ 事業登録証明書の撤回、事業許可書又は証明書の使用権の剥奪
  - b/ 違反行為の実施によって得られた利益を含む違反行為で使用された証拠物件及び手段の

押収

3. 本条第 1 項及び第 2 項に規定の処罰形態に加えて、競争法に違反している法人は、以下の 1 つ又は複数の賠償が適用される可能性がある。

- a/ 市場での支配的地位を濫用している企業の強制的解体
- b/ 被合併企業又は整理統合対象企業の強制的分割、解体、企業が購入した部門の強制的売却
- c/ 公権力による強制的修正
- d/ 契約又は事業取引の違法な条項の強制的削除
- e/ 売却され未使用の、発明、ユーティリティ・ソリューション又は工業デザインの強制的使用若しくは売却
- f/ その他企業の市場参入又は事業展開を防止若しくは制限する措置の強制的撤回
- g/ 企業が妨害している技術的状态の強制的回復
- h/ 既に顧客に対して強要されている不利な条件の強制的撤回
- i/ 正当な理由なく修正された契約条項の強制的復活
- j/ 正当な理由なく解除された契約の強制的復活

#### **第 4 条 競争制限的行為の統制に係る規定の違反に対する制裁金の総額の決定**

1. 競争制限的行為の統制に係る規定の違反に対する制裁金の額は、違反行為が行われた期間における違反行為に係る商品又はサービスの販売による売上高、又は仕入高（又は取引量）の一定率とし、違反行為を行った企業のそれぞれに適用される。

2. 本条第 1 項に規定する売上高を決定することが不可能な場合は、違反が行われた年の前財政年度における違反行為を行った企業の総売上高の一定率を制裁金の額とする。

3. 本条第 1 項及び第 2 項に規定する制裁金額を決定する際、管轄当局は企業から提供された会計に係る財務報告書の情報及びデータに依拠して決定しなくてはならない。企業がこれらのデータを提供しない場合、管轄当局は自ら収集した又は利用可能なその他の情報に依拠するものとする。

4. 管轄当局は、以下の 1 つ又は複数の要素に依拠して、本条第 1 項及び第 2 項に規定する適切な率を決定しなくてはならない。

- a/ 違反行為により生じた競争制限の程度
- b/ 違反行為により生じた損害の程度
- c/ 競争制限を生じさせる違反者の能力
- d/ 違反行為が行われた期間
- dd/ 違反行為の範囲
- e/ 違反行為の結果得られた利益
- g/ それぞれの個別事例におけるその他必要な要素

5. 競争法の実施に係る政令第 116/2005/ND-CP 号第 85 条に規定された酌量すべき及び悪

質な状況について、本条第 1 項によって決定した違反行為に対する制裁金額は 15%増額又は減額されなければならない。

6. いかなる場合においても、競争制限的行為の統制に係る規定の違反に対する制裁金額は、本政令第 II 章第 1 部ないし第 3 部に規定する最高額を超過してはならない。

#### **第 5 条 不公正競争行為の規定及び競争法のその他規定の違反行為に対する制裁金の総額の決定**

1. 不公正競争行為の規定又は競争法のその他の規定に対する制裁金の総額は、個人の場合は 1,000,000 ベトナムドン、法人の場合は 2,000,000 ベトナムドンとする。

2. 本政令第 II 章第 4 部及び第 5 部に規定する制裁金額は、違反を行った企業に対して適用される：個人に対して適用される制裁金額は、法人に対して適用される金額の半額となる。

3. 不公正競争行為の規定又は競争法のその他の規定の違反行為に対する制裁金の一定額は、これら違反行為に適用される制裁金枠組みの平均となる：酌量すべき状況が存在する場合、制裁金は減額されるが、適用可能な制裁金枠組みの下限額を下回ってはならない。また、悪質な状況が存在する場合、制裁金は増額されるが、制裁金枠組みの上限額を超過してはならない。

4. 競争法の実施に係る政令第 116/2005/ND-CP 号第 85 条に規定された酌量すべき及び悪質な状況について、本条第 3 項によって決定した違反行為に対する制裁金額は 15%増額又は減額されなければならない。

#### **第 6 条 競争法違反行為により生じた損害賠償**

1. 競争法違反行為を行い、それにより国家の利益若しくはその他法人又は個人の正当な権利又は利益に損害を生ぜしめた法人又は個人は、その損害賠償を支払わなければならない。

2. 本条第 1 項に規定の損害賠償は、民法の規定に従うものとする。

#### **第 7 条 競争問題の申立の時効、競争庁が競争法違反の兆候を発見した場合の調査決定の時効**

競争法第 65 条第 2 項に規定の競争問題の申立の時効、競争庁が競争法違反の兆候を発見する場合の調査決定の時効は、競争法違反の兆候が発見された日から 2 年である。

### **第 II 章 競争法違反行為、処分の形態及び程度**

#### **第 1 部 競争制限的協定の規定に係る違反行為**

#### **第 8 条 直接又は間接的な製品又はサービス価格の決定に関する協定行為**

1. 協定当事者たる企業（関連市場において 30%以上の合計市場シェアを有する）により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

- a/ 顧客の一部又は全員に対する単一価格の適用に関する協定
  - b/ 一定水準での価格の引上げ又は引下げに関する協定
  - c/ 共通の価格決定方法の適用に関する協定
  - d/ 関連製品の固定価格の維持に関する協定
  - e/ 価格割引の非提供又は単一価格割引の適用に関する協定
  - f/ 信用割当の顧客への提供に関する協定（信用機関法に基づいた融資活動を行う顧客に関連する協定を除く）
  - g/ 協定の他方当事者が通知されない場合には行われず、価格引下げに関する協定
  - h/ 価格交渉開始時の単一価格の使用に関する協定
2. 本条第 1 項の規定に基づき課される制裁金に加えて、違反企業は、以下の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。
- a/ 違反行為から得た全ての利益の没収
  - b/ 当該契約又は事業取引の違法な条項の強制的削除

#### **第 9 条 製品供給、サービス提供のための販路、供給源の共有に関する協定行為**

1. 協定当事者たる企業（関連市場において 30%以上の市場シェア合計を有する）により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

- a/ 製品又はサービスの売買量若しくはその売買場所及び各協定当事者の顧客グループに関する協定
- b/ 各当事者が 1 つ又は複数の一定の供給源からのみ製品又はサービスを購入することができる旨の協定

2. 本条第 1 項に基づき科せられる制裁金に加えて、違反企業は、本政令第 8 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

#### **第 10 条 製品又はサービスの生産又は売買数量の制限若しくは統制に関する協定行為**

1. 契約当事者たる企業（関連市場において 30%以上の市場シェア合計を有する）により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

- a/ 関連市場における製品又はサービスの生産又は売買数量を従来よりも削減する又は減少させる協定
- b/ 市場における希少性を確保するのに十分な水準で、製品又はサービスの生産又は売買数量を決定する協定

2. 本条第 1 項に基づき科された制裁金に加えて、違反企業は、本政令第 8 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

#### **第 11 条 技術的開発制限及び投資制限に関する協定行為**

1. 協定当事者たる企業（関連市場において 30%以上の市場シェア合計を有する）により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ 発明、ユーティリティ・ソリューション又は工業デザインをその破棄又は不使用のために購入する協定

b/ 生産拡大、製品又はサービスの質の改良、若しくはその他拡大又は開発のための増資を行わない協定

2. 本条第 1 項に基づき科された制裁金に加えて、違反企業は、本政令第 8 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

#### **第 12 条 製品又はサービス売買契約の署名条件のその他企業に対する強要、若しくはかかる契約の目的に直接関連しない義務の受諾のその他企業に対する強制に関する協定行為**

1. 協定当事者たる企業（関連市場において 30%以上の市場シェア合計を有する）により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ 契約署名前の、以下の 1 つ又は複数の前提条件の強要に関する協定

・ その他製品の生産又は流通の制限、機関に関する法律の規定に従う機関の義務に直接関連しないその他サービスの購入又は提供。

・ 製品の再販売場所の制限。ただし、条件付事業又は法律の規定に従う制限事業の対象たる製品のリストの製品を除く。

・ 再販売のために製品を購入することができる顧客の制限。ただし、条件付事業又は法律の規定に従う制限事業の対象たる製品のリストの製品を除く。

・ 供給される製品の形態及び数の制限。

b/ 協定当事者たる企業と製品又はサービスの売買を行う場合に、指定の供給業者又は指定の者からその他製品又はサービスを購入するよう、若しくは契約履行に不必要な 1 つ又は複数の義務を履行するよう、別の企業に対して拘束力を有する協定

2. 本条第 1 項に基づき科された制裁金に加えて、違反企業は、本政令第 8 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

#### **第 13 条 その他企業の市場参入又は事業展開の防止、制限又は禁止に関する協定行為**

1. 協定当事者たる企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

- a/ 協定当事者ではない企業との取引を禁止する協定
  - b/ 協定当事者ではない企業からの製品購入，かかる企業への製品販売又はそのサービスの利用の禁止を，その顧客に対して要求，要請及び誘導する協定
  - c/ 協定当事者ではない企業が関連市場に参入できないようにするような価格で，製品又はサービスを売買する協定
  - d/ 協定当事者と取引している流通業者又は小売業者に対する，製品売買の際に，製品の消費が協定当事者ではない企業にとって困難になるような方法で，当該会社に対する差別的待遇を要求，要請及び誘導する協定
  - e/ 協定当事者ではない企業が事業運営を拡大できないようにするような価格で，製品又はサービスを売買する協定
2. 本条第 1 項に基づき科された制裁金に加えて，違反企業は，本政令第 8 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

#### **第 14 条 協定当事者ではない企業の市場からの排除に関する協定行為**

1. 協定当事者たる企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10% を上限とする制裁金が，以下の行為につき科せられるものとする。
- a/ 協定当事者ではない企業からの製品購入，かかる企業への製品販売又はそのサービスの利用の禁止を，その顧客に対して要求，要請及び誘導しつつ，当該企業との取引を禁止する協定
  - b/ 協定当事者ではない企業が関連市場から撤退するような価格で製品又はサービスを売買しつつ，当該企業との取引を禁止する協定
2. 本条第 1 項に基づき科された制裁金に加えて，違反企業は，本政令第 8 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

#### **第 15 条 1 名の協定当事者，又は全協定当事者が製品供給又はサービス提供を落札するよう行われる談合行為**

1. 契約当事者たる企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10% を上限とする制裁金が，入札における以下の行為につき科せられるものとする。
- a/ 1 名又は複数名の協定当事者が落札できるように，1 名又は複数名の協定当事者が，入札への参加を取りやめる又は既に行った入札を撤回する協定
  - b/ 原材料の提供又は下請契約の署名を拒否する等して，1 名又は複数名の協定当事者が，入札に参加する協定当事者ではない者に困難をもたらす協定
  - c/ 落札する 1 名又は複数名の協定当事者を事前に決定するために，全協定当事者が，競争力のない入札又は入札の参加者が許容できないような条件での競争力のある入札を行うことに合意する協定
  - d/ 全協定当事者が，一定の時間内で各当事者が落札できる回数を事前に決定する協定

2. 本条第 1 項に基づき科された制裁金に加えて、違反企業は、本政令第 8 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

## **第 2 部 市場での支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定の違反行為**

### **第 16 条 競合他社を排除するための、生産費用合計を下回る価格での製品販売、サービス提供行為**

1. 市場での支配的地位を有する企業又は市場での支配的地位を有する企業グループに属する企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、競合他社を排除するための、生産費用合計を下回る価格での製品販売、サービス提供行為につき科せられるものとする。

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、市場での支配的地位の濫用に関する規定に違反している企業は、以下の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

- a/ 違反行為から得た全ての利益の没収
- b/ 当該契約又は事業取引の違法な条項の強制的削除
- c/ 市場での支配的地位を有している企業の強制的解体

### **第 17 条 顧客に損害を与えるような、製品又はサービスの不合理な売買価格の強要又は最低再販価格の決定行為**

1. 市場での支配的地位を有する企業又は市場での支配的地位を有する企業グループに属する企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

- a/ 顧客に損害を与えるような、製品又はサービスの不合理な売買価格の強要
- b/ 顧客に損害を与えるような、最低再販価格の決定

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、市場での支配的地位の濫用に関する規定に違反している企業は、本政令第 16 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

### **第 18 条 顧客に損害を与える、製品及びサービスの生産並びに流通の禁止、市場の制限、技術的開発の妨害行為**

1. 市場での支配的地位を有する企業又は市場での支配的地位を有する企業グループに属する企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

- a/ 需給関係に重大な変動がない場合、経済危機、自然災害又は敵の妨害行為がない場合、

大規模な技術事故がない場合、若しくは非常事態ではない場合の、製品又はサービスの過去の供給量と比較しての、関連市場において供給される当該製品又はサービスの量の削減又は減少。

b/ 市場において希少性を確保するために十分な水準での、製品又はサービスの供給量の決定。

c/ 市場を不安定化させるための製品の貯蔵。

d/ 1つ又は複数の特定地理的地域内のみでの、製品又はサービスの供給。

e/ 1つ又は複数の特定の供給源のみからの、製品又はサービスの購入。ただし、その他供給源が通常の慣習に従い購入者が課した合理的な条件を満たしていない場合は、この限りではない。

f/ 破棄又は不使用のための、発明、ユーティリティ・ソリューション若しくは工業デザインの購入。

g/ 技術的開発のための研究の中止又は取消の、かかる研究を行っている人に対する脅迫又は強制。

2. 本条第1項の規定に基づき科された制裁金に加えて、市場での支配的地位の濫用に関する規定に違反している企業は、以下の1つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

a/ 本政令第16条第2項に規定の追加的処罰形態及び賠償

b/ 売却され未使用の、発明、ユーティリティ・ソリューション又は工業デザインの強制的な使用若しくは売却

c/ その他企業の市場参入又は事業展開を防止若しくは制限する措置の強制的撤回

d/ 企業が妨害している技術的状态の強制的回復

## **第19条 不正競争条件を創出するための、同様の取引条件下での異なる売買条件の強要行為**

1. 市場での支配的地位を有する企業又は市場での支配的地位を有する企業グループに属する企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の10%を上限とする制裁金が、1社又は複数の企業が競争においてその他企業よりも有利な立場に立てるようになるために、価値又は性質が類似の製品又はサービスの売買取引において、売買条件、価格、支払期限及び質に関して、その他企業に対して差別待遇をする行為につき、科せられるものとする。

2. 本条第1項の規定に基づき科された制裁金に加えて、市場での支配的地位の濫用に関する規定に違反している企業は、本政令第16条第2項に規定の1つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

## **第20条 製品又はサービス売買取約の署名条件のその他企業に対する強要、若しくはか**



### かる契約の目的に直接関連しない義務の受諾のその他企業に対する強制行為

1. 市場での支配的地位を有する企業又は市場での支配的地位を有する企業グループに属する企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ 製品又はサービスの売買契約署名前の、以下の前提条件の強要

- その他製品の生産又は流通の制限、機関に関する法律の規定に従う機関の義務に直接関連しないその他サービスの購入又は提供。

- 製品の再販売場所の制限。ただし、事業条件に従う製品のリストの製品、法律の規定に従う制限事業の対象たる製品を除く。

- 再販売のために製品を購入する顧客の制限。ただし、事業条件に従う製品のリストの製品、法律の規定に従う制限事業の対象たる製品を除く。

- 供給を許可された製品の形態及び数の制限。

b/ 契約対象者たる企業からの製品又はサービスの購入若しくはかかる企業への製品又はサービスの販売の場合、指定の供給業者又は指定の者からの別の製品又はサービスの購入、若しくは契約履行に不必要な 1 つ又は複数の義務の履行の、その他企業に対する拘束

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、市場での支配的地位の濫用に関する規定に違反している企業は、本政令第 16 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

### 第 21 条 新規競合他社の市場参入の禁止行為

1. 市場での支配的地位を有する企業又は市場での支配的地位を有する企業グループに属する企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ 新規競合他社と取引を開始しないようにする、顧客に対する要求。

b/ 新規競合他社の製品を流通させないようにする、流通業者及び小売店に対する脅迫又は強制。

c/ 競合他社の市場参入を不可能とするような価格での製品の販売。ただし、本政令第 16 条第 1 項に規定の場合に当てはまらない場合に限る。

4. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、市場での支配的地位の濫用に関する規定に違反している企業は、本政令第 16 条第 2 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

### 第 22 条 独占的地位の濫用行為

1. 独占的地位を有する企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ 本政令第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1

項及び第 21 条第 1 項に規定の行為

b/ 顧客に対する不利な条件の強要

c/ 顧客へ事前に通知せず、罰則を科せられることのない、署名済契約の一方的修正又は解除

d/ 罰則を科せられることのない、契約の継続的履行に必要な条件に関連しない 1 つ又は複数の根拠に基づく、署名済契約の一方的修正又は解除

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、市場での支配的地位を濫用している企業は、以下の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

a/ 違反行為から得た全ての利益の没収

b/ 当該契約又は事業取引の違法な条項の強制的削除

c/ 企業が妨害している技術的状态の強制的回復

d/ 既に顧客に対して強要されている不利な条件の強制的撤回

e/ 正当な理由なく修正された契約条項の強制的復活

f/ 正当な理由なく解除された契約の強制的復活

### 第 3 部 経済集中に関する規定の違反行為

#### 第 23 条 禁止される企業の合併行為

1. 合併企業及び被合併企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、競争法第 18 条の規定に基づき禁止される合併行為につき科せられるものとする。

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、合併企業は、合併前のように合併企業と被合併企業を分割又は分離するよう強制される可能性がある。

#### 第 24 条 禁止される企業の新設合併行為

1. 新設合併企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、競争法第 18 条の規定に基づき禁止される新設合併行為につき科せられるものとする。

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、新設合併企業は、以下の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

#### 第 25 条 禁止される企業の買収行為

1. 買収企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、競争法第 18 条の規定に基づき禁止される、その他企業の資産の一部又は全部の買収行為につき科せられるものとする。

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、買収企業は、買収した資産を売却

するよう強制される可能性がある。

a/ 既に新設合併企業に付与された事業登録証明書の撤回

b/ 新設合併企業の強制的分割又は分離

#### **第 26 条 禁止される企業間の共同事業行為**

1. 当該共同事業の各当事者により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%を上限とする制裁金が、競争法第 18 条の規定に基づき禁止される、その他企業の資産の一部又は全部の買収行為につき科せられるものとする。

2. 本条第 1 項の規定に基づき科された制裁金に加えて、共同事業を行う企業は、その事業登録証明書を撤回される可能性がある。

#### **第 27 条 経済集中の通知を怠る行為**

経済集中の当事企業により違反行為が行われた年の前財政年度中に創出された取引高合計の 10%の制裁金が、競争法第 20 条の規定に基づく通知の義務を履行しない経済集中の行為につき科せられるものとする。

### **第 4 部 不正競争の規定の違反行為**

#### **第 28 条 産業財産権の侵害行為**

1. 10,000,000 ベトナムドンから 40,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約の締約国において保護された商標を使用すること。ただし、その国際条約の規定によれば、当該商標の使用者が所有者の代表者又は代理人であり、かつ、当該使用が商標所有者により同意されておらず、正当化もされないときは、当該商標所有者の代表者又は代理人が、当該商標を使用することを禁じられている場合である。

b/ 保護された他人の商号若しくは商標、又は何人も使用する権利を有していない地理的表示と同一又は混同を生じる程に類似するドメイン・ネームを、当該ドメイン・ネームを所有する目的で、又は関係商標、商号及び地理的表示の名声及び営業権から利益を得るか若しくはそれらを害する目的で、使用する権利を登録し若しくは所有し、又は使用すること。

2. 50,000,000 ベトナムドンから 100,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ 競争目的のために自社と他社の製品又はサービスに関して顧客の誤解を招くような、商号、事業標語、ビジネスロゴ、梱包、地理的表示又は政府の法令に規定された商標、商品マーク若しくはその他要素に関する、混乱を生ぜしめる情報を含む指示の使用

b/ 本項 a に規定の誤解を招く表示を使用している製品又はサービスの取引

3. 本条第 2 項に規定する 2 倍の制裁金が、以下の場合に、同項の違反行為につき科せられるものとする。

a/ 関連製品及びサービスが法律に規定する不可欠商品及びサービスである場合

b/ 違反行為が 2 つ以上の省又は中央管轄市で行われた場合

3. 本条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に基づき科せられる制裁金に加えて、違反企業は、以下の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

a/ かかる違反行為から得た全ての利益の没収を含む、違反行為で使用された証拠物件及び手段の押収

b/ 公権力による強制的修正

### 第 29 条 企業秘密に対する侵害行為

1. 10,000,000 ベトナムドンから 30,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。

a/ 企業秘密の正当な所有者が適用する保護措置を妨げることによる、企業秘密に属する情報への接触及びその収集。

b/ 企業秘密の所有者の許可を得ていない、企業秘密に属する情報の開示、使用。

c/ 企業秘密の所有者の企業秘密に属する情報に接触する、これを収集する又は開示するための、保護契約の違反、若しくは保護義務を有する者を騙す又はその信頼を悪用すること。

d/ その他の者が事業に関する法律の規定に従い手続を実施する、製品流通に関する手続を実施する場合の、若しくは国家機関により適用された保護措置に反すること、事業のため若しくは事業又は製品流通に関連するライセンスの申請のためにかかる情報を使用することによる、その他の者の企業秘密に属する情報への接触及びその収集。

2. 本条第 1 項に基づき科せられる制裁金に加えて、違反企業は、かかる違反行為から得た全ての利益を含む、違反行為で使用された証拠物件及び手段の押収に服する可能性がある。

### 第 30 条 事業を制約する行為

1. 50,000,000 ベトナムドンから 100,000,000 ベトナムドンの制裁金が、その他企業の顧客又は取引先にかかる企業との取引を控える又は停止するよう脅迫若しくは強制することによりこれらの者を制約する行為につき、科せられるものとする。

2. 100,000,000 ベトナムドンから 150,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の場合に、本条第 1 項に規定の行為につき科せられるものとする。

a/ 制約を受けた顧客又は取引先が大手の競争相手である場合

b/ 違反行為が 2 つ以上の省又は中央管轄市で行われた場合

3. 本条第 1 項及び第 2 項に基づき科せられる制裁金に加えて、違反企業は、かかる違反行為から得た全ての利益を含む、違反行為で使用された証拠物件及び手段の押収に服する可能性がある。

### 第 31 条 その他企業の信用を傷つける行為

1. 10,000,000 ベトナムドンから 50,000,000 ベトナムドンの制裁金が、その他企業に関する虚偽の情報を間接的に発表し、その評判、財政状態及び事業運営を著しく傷つける行為につき科せられるものとする。
2. 50,000,000 ベトナムドンから 100,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の行為につき科せられるものとする。
  - a/ その他企業に関する虚偽の情報を直接的に発表し、その評判、財政状態及び事業運営を著しく傷つける行為
  - b/ その他企業に関する虚偽の情報を間接的に発表し、その評判、財政状態及び事業運営を著しく傷つける行為であって、当該行為が 2 つ以上の省又は中央管轄市で行われた場合
3. 100,000,000 ベトナムドンから 150,000,000 ベトナムドンの制裁金が、違反行為が 2 つ以上の省又は中央管轄市で行われた場合、本条第 2 項 a 号の行為につき科せられるものとする。
4. 本条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に基づき科せられる制裁金に加えて、違反企業は、本政令第 28 条第 4 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

### 第 32 条 その他企業の事業運営の妨害行為

1. 50,000,000 ベトナムドンから 100,000,000 ベトナムドンの制裁金が、直接又は間接的にその他企業の事業運営を防止する又は混乱させることにより、かかる企業の事業運営を妨害する行為につき、科せられるものとする。
2. 100,000,000 ベトナムドンから 150,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の場合、本条第 1 項の行為につき科せられるものとする。
  - a/ その他企業の事業運営を妨害し、かかる企業が通常の方法で事業を運営することを不可能にする場合
  - b/ 違反行為が 2 つ以上の省又は中央管轄市で行われた場合
3. 本条第 1 項及び第 2 項に基づき科せられる制裁金に加えて、違反企業は、本政令第 28 条第 4 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

### 第 33 条 不正競争を目的とする広告行為

1. 60,000,000 ベトナムドンから 80,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の広告行為につき科せられるものとする。
  - a/ 自社の製品又はサービスとその他企業の同種の製品又はサービスとの直接的比較
  - b/ 顧客の誤解を招くその他広告製品の模倣
2. 80,000,000 ベトナムドンから 140,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の内容の、

誤った又は誤解を招く情報の顧客に対する提供につき科せられるものとする。

- 価格，数，質，効用，デザイン，カテゴリー，梱包，製造日，使用期限，原産地，製造者，製造場所，加工者，加工場所
- 用途，サービス様式，保証期間
- その他誤った又は誤解を招く情報

3. 本条第 1 項及び第 2 項に基づき科せられる制裁金に加えて，違反企業は，本政令第 28 条第 4 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

### **第 34 条 不正競争を目的とする販売促進行為**

1. 60,000,000 ベトナムドンから 80,000,000 ベトナムドンの制裁金が，以下の広告行為につき科せられるものとする。

- a/ 景品に不正のある販売促進の展開
- b/ 顧客を騙すための，製品又はサービスに関して不正である又は混乱を生ぜしめるような販売促進の展開
- c/ 同じ販売促進プログラムに基づく，異なる販売促進場所での同様の顧客の区別
- d/ 顧客にトライアル用に無料で製品を提供するが，その他企業により製造され，現在かかる顧客が使用している類似の製品の代わりに自社の製品を使用する旨の，顧客に対する要求

2. 80,000,000 ベトナムドンから 100,000,000 ベトナムドンの制裁金が，販売促進が 2 つ以上の省又は中央管轄市で展開される場合に，本条第 1 項に規定の行為につき科せられるものとする。

3. 本条第 1 項及び第 2 項に基づき科せられる制裁金に加えて，不正競争を目的として販売促進活動を行っている企業は，本政令第 28 条第 4 項に規定の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。

### **第 35 条 事業者組合による差別行為**

1. 10,000,000 ベトナムドンから 30,000,000 ベトナムドンの制裁金が，以下の行為につき科せられるものとする。

- a/ 認可を受ける権利を有する企業に認可を与えることを拒否する若しくは企業の組合からの脱退を許可することを差別的に拒否し，かかる企業を競争上不利な立場に追い込むこと。
- b/ メンバー企業の事業活動又はその他事業関連活動を非合理的に制限すること。

2. 30,000,000 ベトナムドンから 50,000,000 ベトナムドンの制裁金が，以下の場合に，本条第 1 項に規定の行為につき科せられるものとする。

- a/ 1 つの企業に対して何度も違反行為を行う場合
- b/ 一度に複数の企業に対して違反行為を行う場合

3. 50,000,000 ベトナムドンから 100,000,000 ベトナムドンの制裁金が，非合理的な制限を

課し、メンバー企業が組合から脱退する原因となる場合、本条第 2 項に違反する行為につき科せられるものとする。

### 第 36 条 違法なマルチ商法

1. 20,000,000 ベトナムドンから 40,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の行為に対して科せられるものとする。

a) 法令に規定されたマルチ商法業の登録のための条件を満たさずに同商法を実施すること。

b) 既に発行されたマルチ商法事業登録証明書明書証（以下「事業登録証明書」という。）に係る届出事項に追記及び変更がある場合に、当該事業登録証明書への追記又は変更要請手続を行わないこと。

c) 事業登録証明書を紛失又は破損した場合に、当該事業登録証明書の再発行手続を行わないこと。

d) 事業登録証明書発行に係る申請書において虚偽情報を提出すること。

e) 事業登録証明書発行日から 12 ヶ月以内にマルチ商法業を開始しないこと、又は連続 12 ヶ月を超えてマルチ商法業を停止すること。

f) 法律に規定されたマルチ商法加入のための要件を満たしていない個人とマルチ商法契約を結ぶこと。

g) マルチ商法参加者に対する研修実施義務を法律で要求されたとおりに正しく実施しないこと。

h) マルチ商法参加者に対するカードの発行、変更及び／又は取消に係る義務を法律で要求されたとおりに正しく実施しないこと。

i) 本店に係る情報の開示及びマルチ商法のネットワークに参加しようと考えている者に対して、法令が提供するよう要求する情報及びデータを提供する義務を十分に実施しないこと。

k) マルチ商法ネットワーク参加者が、一時金の支払いに係るマルチ商法企業の運営規則及びプログラムを正しく実施するため、これら参加者の行動の定期的な監視を行っていないこと。

l) マルチ商法ネットワーク参加者に対して手数料、一時金又はその他金銭的報酬を支払う前に、国家予算に支払われるこれら参加者の所得税を源泉徴収していないこと。

m) 参加者に対するカードシステムを通じた管理を法律の規定に従い実施していないこと。

n) マルチ商法ネットワーク参加者が商品を購入する前に、マルチ商法企業が返品を受け付けることができない種類の商品について、参加者に対し十分かつ正しく通知していないこと。

o) マルチ商法ネットワーク参加者と書面による契約を締結していないこと、又は法律に規定された要件を満たさずに契約を締結すること。

2. 40,000,000 ベトナムドンから 60,000,000 ベトナムドンの制裁金が、以下の行為に対し

て科せられるものとする。

- a) 法律に規定されたとおり，マルチ商法において従うべき経営目標に係る規制を正しく順守していないこと，若しくはマルチ商法に係る事業登録証明書を発行した機関に商品を登録せずに当該商品を販売すること。
  - b) マルチ商法業を一時的に中断する場合又は中断から復帰する場合において，法律に規定された義務を正しく又は十分に履行しないこと。
  - c) マルチ商法業を廃業する場合において，管轄当局への届出を行わないこと。
  - d) マルチ商法企業が，マルチ商法業に係る届出を受領した商工局によって発行された事業登録証明書がないまま，本店を持たない省又は市において商品の販売を行うこと。
  - e) 法令に規定されたとおり，地方においてセミナー又は研修を行う際，当該省の商工局に対して届出を行わないこと
  - f) 法令に規定されたとおり，マルチ商法の参加者からの商品の返品を受け付けないこと。
  - g) マルチ商法参加者に対し，マルチ商法企業の 1 年間における売上の 40%に相当する金額を超える手数料，一時金及びその他の経済的利益を当該 1 年間に支払うこと。
  - h) マルチ商法業を廃業する際に，法令に規定された義務を十分に履行しないこと。
  - i) マルチ商法業に係る事業登録証明書を発行した機関の同意を得ずに第三者預託金を引き出すこと。ただし，マルチ商法企業が，マルチ商法業の運営に係る事業登録手続を実施するために商業銀行から当該預託金を引き出す場合を除く。
  - k) マルチ商法業に係る事業登録証明書を発行した機関への届出を行わずに，第三者預託金に係る証書の変更又は当該変更手続を行わない場合。
- D)法令に規定されたとおり，管轄当局に対する定期報告提出の義務を履行しない場合。

3. 60,000,000 ベトナムドンから 100,000,000 ベトナムドンの制裁金が，以下の行為に対して科せられるものとする。

- a) 管轄当局への登録なしにマルチ商法業を行う場合。
- b) マルチ商法ネットワークへの参加を希望する者に対し，当該ネットワークに参加する権利付与の条件として，保証金又はその他あらゆる形態による一定額の資金の支払を要求すること。
- c) マルチ商法ネットワークへの参加を希望する者に対し，当該ネットワークに参加する権利付与の条件として，初回分に一定数量の製品の購入をいかなる形式であれ要求すること。
- d) マルチ商法ネットワークへの参加を希望する者に対し，当該ネットワークに参加する権利の維持，発展若しくは拡張の条件として，追加的金銭の支払いを要求すること。
- e) 参加者のマルチ商法ネットワークの発展を行う権利を，いかなる方法であれ制限すること。
- f) 他者をマルチ商法に加入するよう勧誘することによって得られた手数料，一時金若しくはその他経済的利益を参加者に付与すること。
- g) 正当な理由なしに，参加者に支払われるべき手数料，一時金及びその他経済的利益の支



払いを拒むこと。

- h) 手数料，一時金及びその他経済的利益を付与することを条件に，マルチ商法参加者に対して，新規参加者の勧誘又は一定数のその他参加者の契約を拡張するよう要求すること。
  - i) マルチ商法企業の基礎的研修事項に係る会議，セミナー若しくは研修の参加者に対して，研修資料に係る合理的な対価以外の金銭又は手数料の支払いを要求すること。
  - k) マルチ商法ネットワーク参加を希望する者に対して，マルチ商法企業の基礎的研修事項ではない事項に係る会議，セミナー又は研修への参加を強要すること。
  - l) マルチ商法企業の基礎的研修事項ではない事項に係る会議，セミナー又は研修への参加者に対して，合理的な参加費を超える金銭又は手数料の支払いを要求すること。
  - m) マルチ商法ネットワーク参加者に対する会員カードの発行又は交換について，いかなる方法であれ手数料を徴収すること。
  - n) 参加者による商品の返品及び参加者がマルチ商法企業に対して既に支払った金銭の返金を拒むこと。
  - o) 参加者による商品の返品を妨害すること。
  - p) その他の者をマルチ商法ネットワークに参加するよう誘導するために，当該ネットワークへの参加の利益，商品の品質及び効用若しくはマルチ商法企業の活動について，誤った又は欺まんな情報を提供すること。
  - q) マルチ商法に参加するすべての者について，2 つ以上の（ネットワーク上の）役職を付与すること，2 つ以上の契約を結ぶこと，2 つ以上の個人識別コードを与えること，又はその他類似の属性（会員資格）を与えること。
  - r) 無限連鎖講による取引
  - s) 他社へのマルチ商法ネットワークの売買又は移転（事業取得，新設合併又は吸収合併を除く）
  - t) 法律により禁止されている行為を実施するよう，参加者に要求又は誘引すること。
4. 本条第 3 項に規定する 2 倍の制裁金が，違反行為が 2 つ以上の省又は中央管轄市において行われていた場合，同項の違反行為につき科せられるものとする。
5. 本条第 1 項ないし第 3 項に基づき科せられる制裁金に加えて，違反企業は，以下の 1 つ又は複数の処罰形態及び賠償が追加的に適用される可能性がある。
- a) 本条第 1 項 d 及び e 号及び第 3 項に規定する違反行為については，マルチ商法業に係る事業登録証明書の撤回（事業登録を行わずに事業を行った場合を除く）。
  - b) 違反行為の実施によって得られた利益を含む違反行為で使用された証拠物件及び手段の押収。
  - c) 公権力による強制的修正

## 第 5 部 競争法のその他規定の違反行為

### **第 37 条 情報及び書類の提供に関する規定の違反行為**

1. 以下の行為につき、警告が与えられる、又は 2,000,000 ベトナムドンから 5,000,000 ベトナムドンの制裁金が科せられるものとする。
  - a/ 管轄当局の要求による、知る範囲の情報及び書類の非提供、又は不十分な情報及び書類の提供
  - b/ 管轄当局により要求される期限の後の情報及び書類の提供
  - c/ 誤った情報又は書類の故意による提供、若しくは情報又は書類の歪曲
  - d/ 誤った情報又は書類の提供のその他の者に対する強制
  - e/ 競争問題に関連する情報及び書類の隠蔽又は破棄
2. 5,000,000 ベトナムドンから 10,000,000 ベトナムドンの制裁金が、提供を要求される情報又は書類が競争問題の正しい解決のために極めて重要である場合に、本条第 1 項に規定の行為につき科せられるものとする。
3. 本条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき科せられる制裁金に加えて、違反法人又は個人は、十分な情報及び書類を提出するよう強制される可能性がある。

### **第 38 条 競争問題の調査及び処理過程に関するその他規定の違反行為**

1. 以下の行為につき、警告が与えられる、又は 2,000,000 ベトナムドンから 5,000,000 ベトナムドンの制裁金が科せられるものとする。
  - a/ 調査上の秘密に分類される情報若しくは書類の故意又は過失による開示
  - b/ 審問の妨害
2. 5,000,000 ベトナムドンから 10,000,000 ベトナムドンの制裁金が、開示された情報又は書類が競争問題の正しい解決のために極めて重要である場合に、本条第 1 項に規定の行為につき科せられるものとする。
3. 本条第 1 項及び第 2 項に基づき科せられる制裁金に加えて、違反法人又は個人は、違反行為で使用された証拠物件及び手段を押収されるものとする。

### **第 39 条 適用免除規定の適用許可決定が管轄当局により行われる前に行われた、競争制限行為又は経済集中に関する協定行為**

1. 100,000,000 ベトナムドンから 200,000,000 ベトナムドンの制裁金が、競争法第 10 条の規定に基づき適用免除規定の対象となる競争制限行為が、商工大臣による適用免除規定の適用許可の決定が行われる前に行われた場合、当該競争制限行為の参加企業それぞれに科せられるものとする。
2. 100,000,000 ベトナムドンから 200,000,000 ベトナムドンの制裁金が、競争法第 19 条の規定に基づき適用免除規定の対象となる経済統合が、首相又は商工大臣による適用免除規定の適用許可の決定が行われる前に実施された場合、当該経済統合の参加企業それぞれに科せられるものとする。

### 第 III 章 競争法違反の処分権限, 手続

#### 第 1 部 競争法違反の処分権限

##### 第 40 条 競争庁の権限

1. 不公正競争行為に関する規定に係る違反行為及び本政令第 II 章第 5 部に規定の競争法のその他規定の違反行為については、競争庁は、以下の権限を有するものとする。

a/ 警告の発令

b/ 本政令第 II 章第 4 部及び第 5 部に規定する違反行為に対し、違反者が個人である場合には最高 100,000,000 ベトナムドン、違反者が法人である場合には最高 200,000,000 ドンの制裁金の賦課

c/違反行為の実施によって得られた利益を含む違反行為で使用された証拠物件及び手段の押収

d/ 違反者に対する公権力による修正の強制

2. 競争庁長官は、処分のために競争評議会に競争問題書類を譲渡している間、行政上の予防措置の適用、変更又は撤回を決定する権限を有するものとする。

##### 第 41 条 競争評議会, 事件処理委員会の権限

競争制限行為の統制に関する規定の違反行為については、競争評議会及び事件処理委員会は、以下の権限を有するものとする。

1. 警告の発令

2. 制裁金の賦課

3. 違反行為で使用された証拠物件及び手段の押収

4. 本政令第 3 条第 4 項 c, d, e, f, g, h, i 及び j に規定の措置の適用

5. 事業登録証明書の撤回の管轄当局への要求、事業証明書又は許可書の使用権の剥奪

6. 本政令第 3 条第 4 項 a 及び b に規定の措置の適用の管轄当局への要求

#### 第 2 部 競争法違反の処分手続

##### 第 42 条 競争法違反の処分手続

競争法違反の処分手続は、以下の手続から構成される。

1. 競争制限行為の及び不公正競争行為の統制に関する規定の違反の処分手続

2. 競争法のその他規定の違反の処分手続

##### 第 43 条 競争制限行為及び不公正競争の統制に関する規定の違反の処分手続

競争制限行為及び不公正競争の統制に関する規定の違反の処分手続は、競争法第 V 章に規定の競争手続における命令及び手続、並びに競争法特定条文の施行細則として発布された 2005 年 9 月 15 日付政令第 116/2005/ND-CP 号第 III 章の規定に従わなければならない。

#### **第 44 条 競争法のその他規定の違反行為に関する記録の作成**

1. 本政令第 II 章第 5 部に規定の競争法のその他規定の違反行為が発見された場合、管轄権を有する者はかかる行為の迅速な終了を命令し、その記録を作成しなければならない。

2. 記録は以下の詳細を含むものとする。

a/ 記録作成日及び場所

b/ 記録作成者の正式名、役職

c/ 違反者の正式名、住所、職業又は違反法人の名称及び住所

d/ 違反が行われた日及び場所

e/ 違反行為の責任

f/ 行政上の違反の防止措置（もしあれば）

g/ 押収した証拠物件及び手段の状態（もしあれば）

h/ 違反者又は違反法人の代表者の陳述

i/ 参考人、損害を被った者又は損害を被った法人の代表者の正式名、住所（もしあれば）

3. 記録は少なくとも 2 部作成され、その作成者及び違反者又は違反法人の代表者により署名されなければならない。参考人、損害を被った者又は損害を被った法人の代表者がいる場合、これらの者も記録に署名しなければならない。記録が複数ページから構成される場合、本項に記載の者は、その各ページに署名しなければならない。違反者、違反法人の代表者、参考人、損害を被った者又は損害を被った法人の代表者が記録への署名を拒否する場合、記録作成者は記録にその理由を明記しなければならない。

4. 完成した記録の写し 1 部が、違反者又は違反法人に提供されなければならない。違反が記録作成者の処分権限に収まらない場合、かかる者は、処分のために、管轄権を有する者に記録を送付しなければならない。

#### **第 45 条 競争法のその他規定の違反の処分決定の期限**

1. 競争法のその他規定の違反の処分決定の期限は、違反の記録作成日から 10 日間である。かかる期限は複雑な問題については 30 日とする。

2. 証拠を検証及び収集するのにさらに時間が必要な場合、権限を有する者は、その旨を書面にて直属の上役に報告し、かかる期限を 1 回に限り 30 日以内で延長する許可を求めなければならない。延長は書面にて決定されなければならない。

3. 本政令第 37 条第 3 項及び第 38 条第 3 項に規定する処分を適用する場合を除き、前項に規定する期限以降、処分権限を有する者は、違反処分決定を行ってはならない。

違反処分決定がかかる者の過失により当該期限内に行われない場合、かかる違反は法律の

規定に従い処分されるものとする。

#### **第 46 条 競争法のその他規定の違反の処分決定**

1. 競争法のその他規定の違反の処分決定は、以下の詳細を含むものとする。

a/ 決定日

b/ 決定者の正式名及び役職

c/ 違反者の正式名、住所及び職業又は違反法人の名称及び住所

d/ 違反行為、違反の解決に関連する状況、法律文書の適用される条項

e/ 主要な処罰形態、追加的処罰形態（もしあれば）、賠償（もしあれば）

f/ 決定の執行時期及び場所並びに決定者の署名

g/ 法律に規定に従う決定に関する申立の権利

2. 法律のその他規定の違反の処分決定は、処分対象者又は処分対象法人が自主的に決定に従わない場合、決定の執行を強制される旨を明記しなければならない。

3. 法律のその他規定の違反の処分決定は、その他発効日が示されていないならば、署名日から発効するものとする。

4. 法律のその他規定の違反の処分決定は、かかる決定後 3 営業日以内に、処分対象者又は処分対象法人、制裁金徴収機関及び法執行に携わったその他の機関に対して送付されなければならない。

法律のその他規定の違反の処分決定は、直接又は公的に書留郵便により送付され、制裁金が課される法人又は個人に対して通知されなければならない。

前記決定が直接送付され、処分対象者又は処分対象法人が故意にその受領を拒んだ場合、管轄権を有する者は当該受領拒否に係る記録を作成の上、当該記録について地方管轄機関からの承認を受けることで、当該決定が処分対象者又は処分対象法人に送達されたとみなされる。

前記決定が書留郵便で送付され、処分対象者又は処分対象法人がその受領を拒んで 10 日経過した場合、対象者の住所又は対象法人の本店に当該決定を差し置くものとする。また、当該対象者が故意にこれらの受領を拒んだと確信する十分な根拠が存在する場合には、当該決定は既に送達されたものとみなされる。

### **第 3 部 競争問題処分決定、競争法のその他条項の違反の処分決定の執行手続**

#### **第 47 条 競争問題処分決定、競争法のその他条項の違反の処分決定の遵守**

1. 違反処分の対象たる企業は、事件処理委員会又は競争庁の競争問題処分決定が法的に発効してから 30 日以内に、かかる決定に従わなければならない。

2. 本政令第 II 章第 5 部の競争法のその他規定の違反処分の対象たる法人又は個人は、かかる者が競争法のその他規定の違反の処分決定を受領した日から 10 日以内に、当該決定

に従わなければならない。

3. 本条第 1 項又は第 2 項に規定の期限の満了後、処分対象たる法人又は個人が自主的に決定に従わない場合、かかる決定の強制的執行が、本政令第 49 条及び第 50 条の規定に基づきこれらの者に対して適用されるものとする。

#### **第 48 条 制裁金の支払場所**

競争問題処分決定又は競争法のその他規定の違反の処分決定に基づき制裁金を科せられる法人及び個人は、かかる決定に示されるとおり、国庫にて制裁金を支払わなければならない。

#### **第 49 条 競争問題処分決定の強制的執行**

1. 本政令第 47 条第 1 項に規定の期限の満了後、違反処分の対象たる法人又は個人が自主的に競争問題処分決定に従わない、若しくは競争法第 V 章第 7 部の規定に基づき裁判所に訴訟を提起しない場合、有利な決定を下された当事者は、書面にて要求を行い、本条第 2 項又は第 3 項に定義される管轄当局に、かかる機関の機能、職務及び権限内の決定の執行を準備するよう要請することができる。

2. 管轄当局は、競争問題処分決定において行われた事件処理委員会の要求に応じて、事業登録証明書を撤回し、競争法の規定に違反している企業に対して付与された事業許可書又は証明書を剥奪しなければならないものとする。

3. その他管轄当局は、競争問題処分決定において行われた事件処理委員会の要求に応じて、措置（市場での支配的地位を濫用する企業の強制的解体、被合併企業又は整理統合対象企業の分割又は分離若しくは購入された企業部門の強制的売却）の適用を準備しなければならないものとする。

4. 競争問題処分決定に従わなければならない当事者がその本部、居住地又は財産を有している省若しくは中央管轄市の民事判決執行機関は、有利な決定を下された当事者の要求により、かかる決定の財産関連の内容の執行を準備しなければならない。

#### **第 50 条 競争法のその他規定の違反の処分決定の強制的執行**

本政令第 47 条第 2 項に規定の期限の満了後、違反処分の対象たる法人又は個人が競争法のその他規定の違反の処分決定に自主的に従わない場合、かかる者は、法令に従い、強制的執行に服するものとする。

### **第 V 章 実施規定**

#### **第 51 条 実施の効力**

1. 本政令は、2014 年 9 月 15 日に発行し、競争分野における法令違反の処分を規定する、

2005年9月30日付政令第120/2005/ND-CP号に代わるものである。

2. 本政令施行前に競争分野における法令違反が行われた場合、同違反の処分及び制裁の賦課に係る規定については、違反行為者にとって最も有利なものが適用されるものとする。

## **第52条 実施の責任**

1. 競争庁は、必要な場合、本政令に規定する違反行為によって得られた利益の総額を決定する際に、財務省に対して協力要請を行う権利を有する。

2. 大臣、省庁レベルの機関の長、政府系機関の長、並びに省及び中央管轄市の人民委員会会長は、本政令を実施しなければならないものとする。

政府代表

首相

ファン・ヴァン・カイ